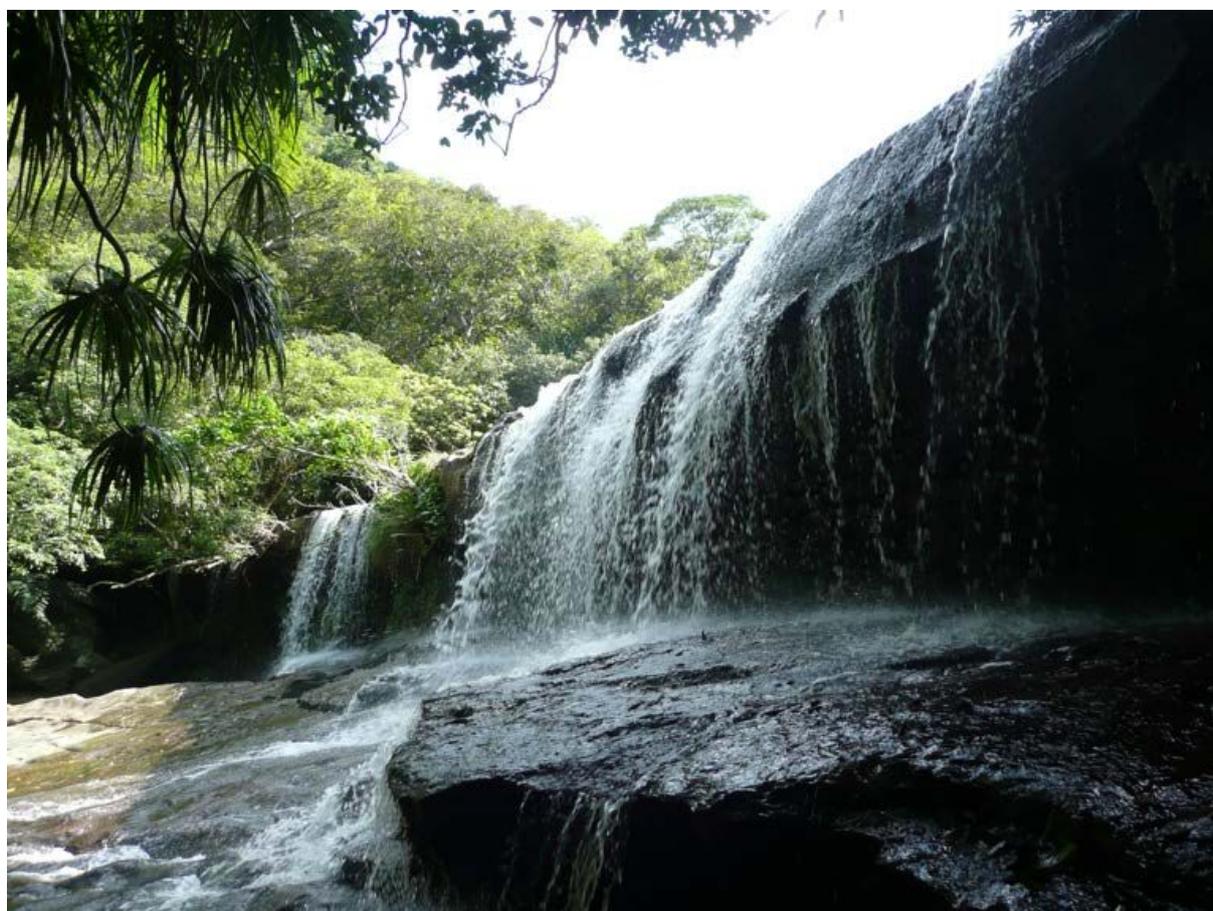


第2編 竹富町海洋基本計画

第1章 施策項目

第2章 施策内容



第1章 施策体系

第1節 施策項目と目標

“竹富町海洋基本計画”における施策項目は、竹富町でおこなわれている各種住民懇談会、および公民館を通じた町民の皆様からの意見を基に、“竹富町海洋基本計画の理念”に合致する項目としました。これら施策項目の目的は、“竹富町の将来像”とする“海洋環境に支えられた大自然と文化”を守ることと、“地域的課題”を克服して“海洋と共生する安全・安心な地域社会”を創生することです。そして、“大自然と文化および安全安心な地域社会”は、未来に継承され、“海洋立国の形成”に国家・国民を構成する一員として積極的に貢献して行くこととなります。

それら施策項目は、竹富町の上位計画である“竹富町総合計画”、および“海洋基本法”と“海洋基本計画（国）”に即し、さらに“沖縄振興特別措置法”と“沖縄21世紀ビジョン”で掲げられている理念と目的にも貢献するものとしております。

また“竹富町海洋基本計画”における施策項目の最も大きな特徴は、“町と町民が自ら活動”する“やること項目”としている点です。“町の未来と海洋立国への貢献”のために、単に受益するだけではなく、自ら積極的に“創生”、“実行”する施策としているのが最大の特徴です。すなわち、各施策項目の目標は、町と町民が自ら活動する内容の“創生”、“実行”、“提案”あるいは“要望”となり、次の5つに区分されます。

目標の区分；

A. 海洋環境に支えられた大自然と文化を守るために；

①町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”

B. 海洋と共生する安全・安心な地域社会を創生するために；

②町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”、および国あるいは県に実施を“要望”

③町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定を“要望”し、制度に基づき自ら“実行”

C. 海洋環境に支えられた大自然と文化を守り、また、安全・安心な地域社会を創生するために；

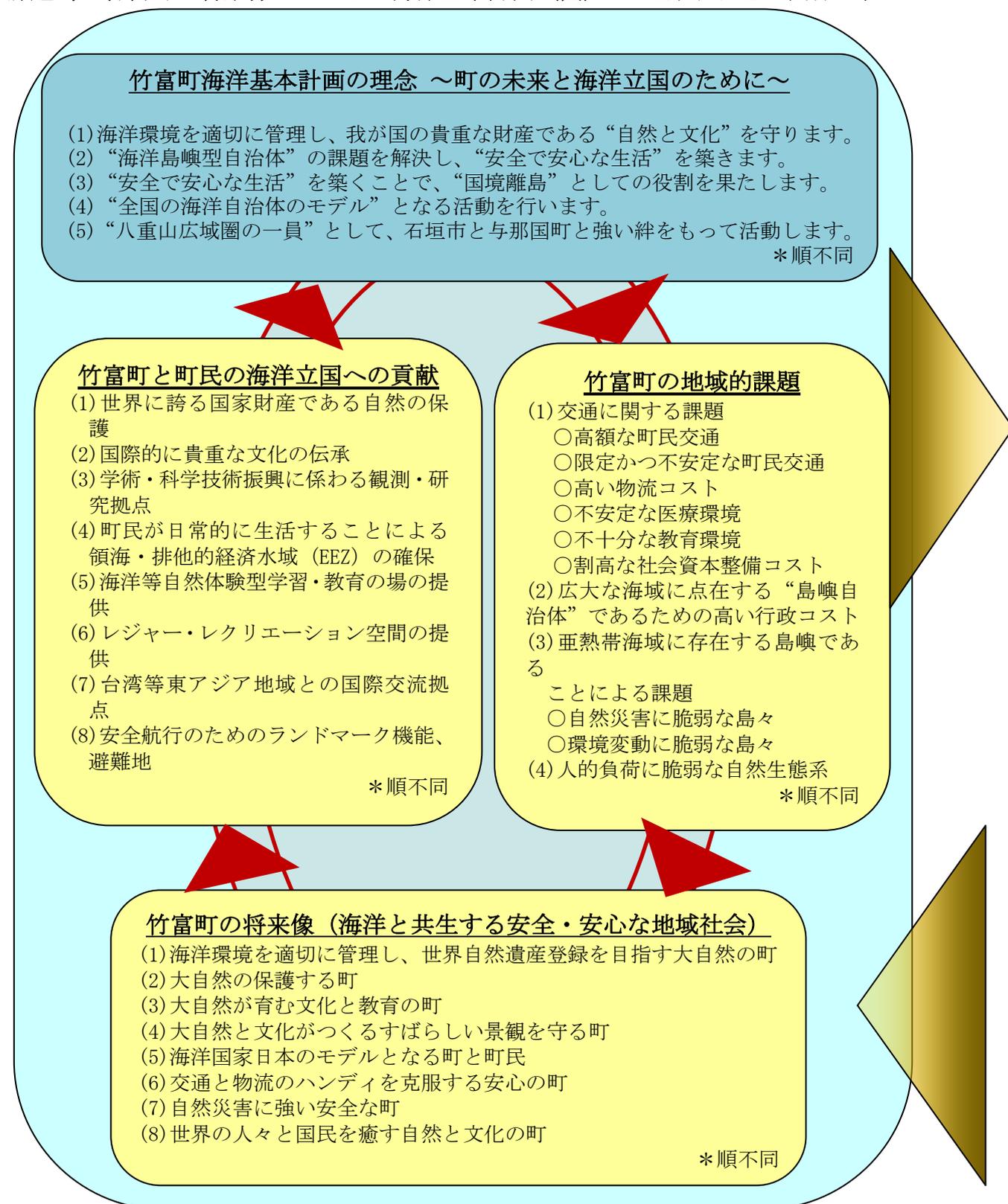
④町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定および“実行”を“要望”、あるいは補助等を“要望”

⑤国あるいは県に実施を“要望”

| 目標の区分 | 施策項目 “やること項目” (チャレンジ 23 ; 町の未来と海洋立国のために) |
|--|---|
| ①町および町民が施策・制度を自ら “創生” して “実行” | 1. 海岸漂着ゴミ対策 2. エコツーリズムルール 3. 環境保全のための自主財源創出 4. 八重山広域圏海洋資源および亜熱帯自然・文化研究アイランズ構想 |
| ②町および町民が施策・制度を自ら “創生” して “実行”、および国あるいは県に実施を “要望” | 5. 安全な海域利用システム |
| ③町および町民が施策・制度を “提案” し、国あるいは県に制度制定を “要望” し、制度に基づき自ら “実行” | 6. 主要農産品サトウキビの活用 7. 島嶼型医療体制の整備 8. 島嶼型教育体制の整備 |
| ④町および町民が施策・制度を “提案” し、国あるいは県に制度制定および “実行” を “要望”、あるいは補助等を “要望” | 9. バイオマスタウン構想 10. 総合リサイクル・自然エネルギー活用システム 11. 歴史・文化遺産の保全と活用 12. 外来生物対策および野生生物の保護 13. 国境離島仲御神島の保護と調査研究 14. 竹富町版海洋保護区 (MPA) の制定 15. 地方交付税算定面積に、生活に密接な海域 (サンゴ礁等) を編入 16. 高価値魚種の増養殖を推進 17. 環境配慮型海岸保全施設の整備 18. 景観緑地島構想 19. 陸土流出対策 20. ばいぬ島空港構想 21. 海底送水および海水淡水化施設の整備 22. 海洋深層水および地下水の活用 |
| ⑤国あるいは県に実施を “要望” | 23. 安全と環境配慮港湾構想 |

第2節 施策体系

“竹富町海洋基本計画の施策項目（チャレンジ23 ～町の未来と海洋立国のために～）”と“竹富町海洋基本計画の理念”、“竹富町と町民の海洋立国への貢献”、“竹富町の地域的課題”、“竹富町の将来像”および“海洋基本計画（国）”の施策項目との関係は、



次のように体系づけられます。

なお、竹富町海洋基本計画で設定した施策項目は、国の施策項目すべてと関連性がありますが、特に、“沿岸域の総合管理”と“離島の保全等”との間に高い関連性があります。

竹富町海洋基本計画の施策項目

“やること項目”

(チャレンジ23 ; 町の未来と海洋立国のために)

①町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”する項目

1. 海岸漂着ゴミ対策
2. エコツーリズムルール
3. 環境保全のための自主財源創出
4. 八重山広域圏海洋資源および亜熱帯自然・文化研究アイランズ構想

②町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”、および国あるいは県に実施を“要望”する項目

5. 安全な海域利用システム

③町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定を“要望”し、制度に基づき自ら“実行”する項目

6. 主要農産品サトウキビの活用
7. 島嶼型医療体制の整備
8. 島嶼型教育体制の整備

④町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定および“実行”を“要望”、あるいは補助等を“要望”する項目

9. バイオマスタウン構想
10. 総合リサイクル自然エネルギー活用システム
11. 歴史・文化遺産の保全と活用
12. 外来生物対策および野生生物の保護
13. 国境離島仲御神島の保護と調査研究
14. 竹富町版海洋保護区(MPA)の制定
15. 地方交付税算定面積に、生活に密接な海域(サンゴ礁等)を編入
16. 高価値魚種の増養殖を推進
17. 環境配慮型海岸保全施設の整備
18. 景観緑地島構想
19. 陸土流出対策
20. ぱいぬ島空港構想
21. 海底送水および海水淡水化施設の整備
22. 海洋深層水および地下水の活用

⑤国あるいは県に実施を“要望”

23. 安全と環境配慮港湾構想

*順不同

海洋基本計画(国) の施策項目

1. 海洋資源の開発及び利用の推進
2. 海洋環境の保全等
3. 排他的経済水域等の開発推進
4. 海上輸送の確保
5. 海洋の安全の確保
6. 海洋調査の推進
7. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
8. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
9. 沿岸域の総合管理
10. 離島の保全等
11. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
12. 海洋に関する国民の理解の増進と人材育

第3節 実施スケジュール

“竹富町海洋基本計画”の第一次期間としては、平成22年度から平成26年度までの5年間で想定した計画とします。第一次期間は、基本計画策定年である平成22年度を初年度とし、施策が開始される平成23年度から目標年度とする平成26年度までの計画です。今後は、各施策項目に関して速やかに活動を開始します。

次の計画年度は、平成27年度から平成31年度となります。次期以降の計画の初年度には、各種情勢の変化に伴う計画の見直しを行うと共に、前回の計画期間における各種施策項目の目標達成度の評価を行い、目標未達成の場合には、その原因解析に基づく活動計画の再検討を行います。

なお、本町を取り巻く情勢は、計画期間の5年以内で大きく変化することもあります。このような情勢変化に対応するために、施策項目は、随時、追加できることとします。



第2章

施策内容

“竹富町海洋基本計画”の施策項目“やること項目”(チャレンジ 23 ～町の未来と海洋立国のために～)の内容は、項目別に以降のプロジェクトシートにとりまとめました。これら“やること項目”は、“海洋環境に支えられた大自然と文化”を守り、“地域的課題”を克服して“海洋と共生する安全・安心な地域社会”を構築し、未来に継承して行くために必要不可欠な項目です。

第1節 先導やること項目

第一次期間では、“先導やること項目”として次の10項目を設定し、パイロット的に進めます。なお、これら“先導やること項目”は、“町と町民が自ら創生して実行できる項目”を中心に選んでいます。

“竹富町海洋基本計画”第一次期間(平成22年度から平成26年度)における “先導やること項目”

①町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”する項目

1. 海岸漂着ゴミ対策
2. エコツーリズムルール
3. 環境保全のための自主財源創出
4. 八重山広域圏海洋資源および亜熱帯自然・文化研究アイランズ構想

②町および町民が施策・制度を自ら“創生”して“実行”、および国あるいは県に実施を“要望”する項目

5. 安全な海域利用システム

③町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定を“要望”し、制度に基づき自ら“実行”する項目

6. 主要農産品サトウキビの活用

④町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定および“実行”を“要望”、あるいは補助等を“要望”する項目

7. バイオマスタウン構想
8. 外来生物対策および野生生物の保護
9. 地方交付税算定面積に、生活に密接な海域(サンゴ礁等)を編入

⑤国あるいは県に実施を“要望”

10. 安全と環境配慮港湾構想

* 順不同

1. 海岸漂着ゴミ対策

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 自ら施策・制度を創生し、自ら実行 | | | | | | | | |
|--|--|---|---|----------|----------|----------|----------|---------------------------------------|--|---|---|
| <p>現況と課題：</p> <p>本町の海岸には、毎年膨大な量の海外から越境するゴミが漂着しており、自然環境および景観に悪影響を及ぼしているだけでなく、その処理に多くの町の予算を費やしております。</p> <p>この漂着ゴミ対策で最もやっかいなことは、町や町民の多大な努力で一度クリーンにしたとしても、再度、新たなゴミが漂着するため、町が支出する処理費用や町民の努力が半永久的に続くことです。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やること：</p> <p>鳩間島に設置されている固定式油化プラントの活用、および（社）日本海難防止協会が社会実験を実施している移動式油化プラントを誘致し、発泡スチロールを主体とするプラスチック製海岸漂着ゴミのエネルギー資源化の地域リサイクル制度を石垣市と与那国町と共同で構築し、町と町民で実行します。また、世界でも初めてのこの取組を環境教育の題材として活用します。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち：</p> <p>①竹富町、（石垣市、与那国町） ②町内NPO、ボランティア、町民 ③廃棄物事業者、海運事業者</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①制度案の作成 ②地域社会実験 ③ミュージアム構想の検討と展開</td> <td>①制度の制定 ②固定式プラントの実運用開始 ③移動式プラント地域社会実験継続 ④ミュージアム構想の展開</td> <td>①固定式プラントの実運用開始 ②移動式プラントの誘致 ③ミュージアム構想の展開</td> <td>①固定式、移動式プラントの実運用 ②制度のレビュー ③海岸からの効率的な回収方法の検討 ④ミュージアム構想の展開</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①制度案の作成 ②地域社会実験 ③ミュージアム構想の検討と展開 | ①制度の制定 ②固定式プラントの実運用開始 ③移動式プラント地域社会実験継続 ④ミュージアム構想の展開 | ①固定式プラントの実運用開始 ②移動式プラントの誘致 ③ミュージアム構想の展開 | ①固定式、移動式プラントの実運用 ②制度のレビュー ③海岸からの効率的な回収方法の検討 ④ミュージアム構想の展開 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①制度案の作成 ②地域社会実験 ③ミュージアム構想の検討と展開 | ①制度の制定 ②固定式プラントの実運用開始 ③移動式プラント地域社会実験継続 ④ミュージアム構想の展開 | ①固定式プラントの実運用開始 ②移動式プラントの誘致 ③ミュージアム構想の展開 | ①固定式、移動式プラントの実運用 ②制度のレビュー ③海岸からの効率的な回収方法の検討 ④ミュージアム構想の展開 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 海岸漂着物処理推進法、グリーンニューディール基金、沖縄振興特別措置法</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全等、国際的な連携の確保および国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成</p> | | | | | | | | | | | |



鳩間島固定式油化プラント



移動式油化プラント

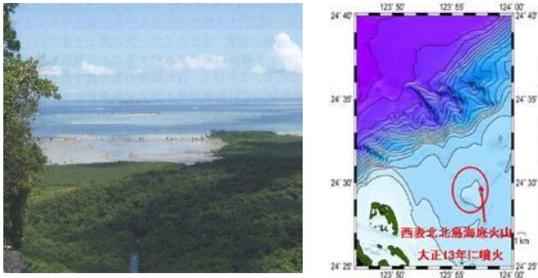
2. エコツアーリズムルール

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 自ら施策・制度を創生し、自ら実行 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----------|----------|----------|----------|------------------------------|---|---|---|
| 現況と課題： 竹富町の大自然を活用した自然教育・体験型観光および滞在型観光は、本町としても推進すべき観光スタイルです。ただし、エコツアーリズムであっても過度な自然への入域は、人的負荷に脆弱な亜熱帯域自然にとって、取り返しのつかない破壊につながる可能性があります。現在は、一部の事業者間で、自主的なルールが実施されています。ただし、本町全域の大自然を保護しつつ利用が可能な入域数の検討と適切なルールの設定は、持続的な観光産業の維持の面からも重要な課題です。  | | | | | | | | | | | |
| やること： ①ダイビングスポットを中心とする海域区分ごとの入域観光圧調査の実施 ②観光船、カヌー・カヤックツアーが利用するルートおよび流域毎の入域観光圧調査の実施 ③上記、入域観光圧調査結果に基づく、入域者数制限、ルート、その他規制措置の検討と制度制定 ④制度の実施 | | | | | | | | | | | |
| やる人たち： ①竹富町、(石垣市) ②観光事業者 ③町民 | | | | | | | | | | | |
| スケジュール（目標）： <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①入域観光圧調査計画の検討 ②入域観光圧調査の実施</td> <td>①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計</td> <td>①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計</td> <td>①エコツアーリズムルールの試運用 ②エコツアーリズムルールの検証調査 ③エコツアーリズムルールを実施するための制度設計</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①入域観光圧調査計画の検討 ②入域観光圧調査の実施 | ①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 | ①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 | ①エコツアーリズムルールの試運用 ②エコツアーリズムルールの検証調査 ③エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①入域観光圧調査計画の検討 ②入域観光圧調査の実施 | ①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 | ①入域観光圧調査の実施 ②エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 | ①エコツアーリズムルールの試運用 ②エコツアーリズムルールの検証調査 ③エコツアーリズムルールを実施するための制度設計 | | | | | | | | |
| 関連する法規・他の施策： エコツアーリズム推進法、環境基本法、自然公園法、自然保護法、沖縄振興特別措置法 | | | | | | | | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、海洋科学技術に関する研究開発等の推進、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全等、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 | | | | | | | | | | | |

3. 環境保全のための自主財源創出

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 自ら施策・制度を創生し、自ら実行 | |
|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 現況と課題： | | | | |
| <p>我が国の切迫した財政事情にかんがみ、竹富町海洋基本計画における“やること項目”の各種検討や実行の上でも、自主財源の確保は重要です。</p> <p>現在、竹富町では、地方税法等の一部を改正する法律に基づくふるさと納税制度、および独自のネーミングライツ制度で自主財源の確保を行っています。ただし、必ずしも十分な財源にはなっていないのが現状です。</p> | | | | |
| やること： | | | | |
| <p>①既存のふるさと納税、およびネーミングライツ制度の拡充と周知活動</p> <p>②入域協力金等の法定外目的税制度の制定と実行</p> <p>*自主財源による収入は、本町の貴重な財産である自然環境保護施策項目、文化の伝承、および医療や教育の施策項目に活用します。</p> | | | | |
| やる人たち： | | | | |
| <p>①竹富町</p> <p>②旅客船事業者、観光事業者</p> <p>③町民</p> | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ①ふるさと納税およびネーミングライツ制度の拡充と周知活動 | ①ふるさと納税およびネーミングライツ制度の拡充と周知活動 | ①ふるさと納税およびネーミングライツ制度の拡充と周知活動 | ①ふるさと納税およびネーミングライツ制度の拡充と周知活動 | |
| ②新規法定外目的税制度の検討 | ②新規法定外目的税制度の検討と制定・導入 | ②新規法定外目的税制度の検討と制定・導入 | ②新規法定外目的税制度の検討と制定・導入 | |
| 関連する法規・他の施策： | | | | |
| 地方税法、地方分権一括法、沖縄振興特別措置法 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： | | | | |
| 海洋環境の保全等、海洋の安全確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全等、国際的な連携の確保および国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 | | | | |

4. 八重山広域圏海洋資源および亜熱帯自然・文化研究アイランズ構想

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 自ら施策・制度を創生し、自ら実行 |
|--|---------------------------|--|---|
| 現況と課題： 竹富町には、西表島に琉球大学と東海大学の研究機関があり、また、隣の石垣市には環境省および水産庁関連等の研究機関もあります。一方、本町には日本最大の亜熱帯雨林、マングローブ・サンゴ礁の沿岸域、さらには近隣に 1,000m を越す深海と海底火山がコンパクトに存在します。また、島々特有の郷土芸能や町並み等の景観が形成されるなど、多様な文化が伝承されています。すなわち、亜熱帯自然と文化の研究資源の宝庫と言えます。より一層これら研究資源が活用されれば、自然保護手法の発展に大きく貢献すると共に、本町のすばらしい自然と文化を世界に発信することになります。 | | | |
|  | | | |
| やること： ①八重山圏域における既存の国および大学の研究機関を連携する事務局・センターの新設 ②各機関が備える研究機能と成果をデータベース化し、圏域全体としての自然および文化研究機能をホームページや機関誌等にして広く国内外に発信 ③既存の研究機関と連携した調査・研究の誘致と支援 ④新規調査研究機関の誘致 | | | |
| やる人たち： ①竹富町、(石垣市、与那国町) ②八重山圏域内の既存の研究施設 ③町民 | | | |
| スケジュール (目標)： | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| ①連携準備事務局の設置 ②広域圏 3 市町と既存研究施設との連携会合の開始 | ①亜熱帯自然・文化研究アイランズのプログラムの検討 | ① 亜 熱 帯 自 然 ・ 文 化 研 究 アイ ラ ンズの プ ロ グ ラ ム 策 定 | ①連携センターの新設 ②成果・データベースの発信 ③調査・研究誘致と支援の開始 ④新規研究機関の誘致開始 |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、海洋情報クリアリングハウス (国) | | | |
| 関連する海洋基本計画 (国) の施策項目： 海洋資源の開発および利用の促進、海洋環境の保全等、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全、国際的な連携の確保および国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 | | | |

5. 安全な海域利用システム

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 自ら施策・制度を創生し、自ら実行および実施を“要望” | | | | | | | | |
|--|------------------------|----------------------------|---------------------------------|----------|----------|----------|----------|--------------------------------|------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| <p>現況と課題：</p> <p>現在、竹富町内の各有人島を結ぶ公共交通手段は、八重山広域圏の中核都市である石垣市の石垣港を拠点とした船舶による海上交通に限られています。このため、町内には行政拠点を置けず、行政および町民にとって大きなハンディとなっています。内陸型や単独離島型の地方自治体内の住民交通は、電車やバスなどの安価な公共交通手段で行われます。また、国道、県道、市町村道は、公共サービスとして住民に提供されています。一方、竹富町内の住民交通は、町内の各有人島に直接移動する手段が無いばかりか、町外の石垣市に移動するためにも高額な運賃を支払う必要があります。船舶の航行は日中に限定され、荒天による都度の欠航もあり、“安定かつ安全な地域社会”には、ほど遠い現状であり、大きな課題となっています。</p> <p>また、海域の利用は、町民の足である船舶航行だけではありません。漁業およびダイビングや遊漁等のマリンレジャーにも活発に利用されています。海域の安全を確保するためには、すべての利用者が安全に、かつ効果的に利用可能なシステムを構築する必要があります。</p> <p>さらに、島々での生活と共に海域の積極的な利用は、密航者や密漁者等、領海侵犯や不当な経済活動の防止効果もありますが、現状では、これら海域の安全を脅かす行為情報を効率的に管理する地域システムはありません。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やること：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①海域の安全および有効利用のルール作りと実行 ②海域の不当利用者の情報伝達システムの構築と実行 ③海上交通の安全性が向上する竹富島南航路の改良要望 ④夜間航海も可能になる各航路障害の改善、夜間照明設置の要望 | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①竹富町、(石垣市) ②漁業協同組合(組合員)、船舶運航事業者、ダイビング事業者、遊漁関係者等 ③第十一管区海上保安本部石垣海上保安部 ④内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所 ⑤沖縄県 ⑥町民 | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール(目標)：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① ルール、システム検討体制の構築と検討 ② 国に要望</td> <td>① ルール、システム構築 ② 国に要望</td> <td>① ルール、システムの試行と検証 ② 国に要望</td> <td>① ルール、システムの試行と検証および修正 ② 国に要望</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ① ルール、システム検討体制の構築と検討 ② 国に要望 | ① ルール、システム構築 ② 国に要望 | ① ルール、システムの試行と検証 ② 国に要望 | ① ルール、システムの試行と検証および修正 ② 国に要望 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ① ルール、システム検討体制の構築と検討 ② 国に要望 | ① ルール、システム構築 ② 国に要望 | ① ルール、システムの試行と検証 ② 国に要望 | ① ルール、システムの試行と検証および修正 ② 国に要望 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策：</p> <p>海上衝突予防法、沖縄振興特別措置法</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画(国)の施策項目：</p> <p>海洋環境の保全等、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、沿岸域の総合管理、離島の保全等</p> | | | | | | | | | | | |



石垣港から各有人島への航路距離、運賃(大人片道)および欠航率(年間)

| | |
|------------|-----------------------|
| 石垣-竹富島 | 6.5km, 580円, [1%] |
| 石垣-小浜島 | 17.7km, 1030円, [5%] |
| 石垣-黒島 | 18.5km, 1130円, [5%] |
| 石垣-西表島(大原) | 31.4km, 1540円, [3%] |
| 石垣-西表島(上原) | 38.7km, 2000円, [10%] |
| 石垣-鳩間島 | [35.0]km, 2310円, [8%] |
| 石垣-波照間島 | 52.0km, 3000円, [10%] |

6. 主要農産品サトウキビの活用

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定を要望、制定後の実行 | |
|--|--|---------------------------------------|--------------------------|--|
| 現況と課題： 主要農産品であり、本町各島の経済において、重要な地位にある含みつ糖産業は、気象条件と需要の変動および輸入含みつ糖との競合等により経営が非常に厳しいのが現状です。 この含みつ糖産業の経営の安定は、町民の安定した生活に直結する極めて重要な課題です。 また、含みつ糖を原料とする黒糖焼酎の生産・販売は、地域で生産される代表産品として、高価値な製品となります。ただし、現在は酒税法において、黒糖焼酎は奄美での生産に制限されており、現状制度では生産することができません。 | | | | |
| やること： ①含みつ糖対策事業の拡充・強化する制度制定の提案と要望 例えば、サトウキビ生産農家の所得確保、製造施設整備、および顕著な価格低落に対処するための経営体強化に関する補助制度 ②分みつ糖地域と同等の制度制定の提案と要望 ③含みつ糖の品質表示基準等を明確化する制度制定の提案と要望 竹富町産含みつ糖の価値を保全し、かつアピールするため、輸入含みつ糖等の差別化を図ります。製造に関しては町民の努力である一方で、品質表示基準および原産国表示を規定化する提案と要望を行います。 ④現在奄美地方でしか認められていない黒糖焼酎の生産を、竹富町内で生産されたサトウキビでの生産も可能にする制度制定の提案と要望 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②サトウキビ生産者、酒造メーカー、商工観光事業者 ③町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ①適切な制度の検討と提案・要望 ②黒糖焼酎製造技術開発の調査 | ①適切な制度の検討と提案・要望 ②黒糖焼酎製造設備の構築 ③制度制定後の生産・販売システムの検討 | ①制度制定 ②黒糖焼酎製造開始 ③制度制定後の生産・販売の実行 | ①制度制定後の生産・販売の実行 | |
| 関連する法規・他の施策： 酒税法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 離島の保全等 | | | | |

7. バイオマスタウン構想

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|---|------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------------|------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| <p>現況と課題：</p> <p>黒島および新城島（下地島）では、畜産業が主要産業となっています。また、本町における生活排水の処理に関しては、公共下水道等整備区域内の接続済み戸数率こそ、竹富島と波照間島を中心に整備が進められ81%となっていますが、全体の整備状況は低いままです。</p> <p>これら排泄物や排水に起因する高栄養な汚水は、本町の大切な自然資源であるサンゴ礁に流入していると考えられます。本町の島々の多くは貧栄養域でしか生息できないサンゴや有孔虫によって生産された石灰質の岩礁や砂で形成されています。汚水の海域への流出は、サンゴや有孔虫の生存に影響を及ぼすと考えられることから、自然環境の破壊だけでなく、島々の存在そのものに影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>排泄物や排水の処理は重要な課題であります。ただし、黒島や新城島（下地島）のように規模が比較的小さな島においては、処理施設の建設コストおよび維持コストが高くなるため、整備が難しいのも現実です。よって、これら排泄物と排水および他の有機性廃棄物を適正な規模でリサイクルするシステムが必要となります。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やること：</p> <p>①農林水産省等のバイオマスタウン構想に登録し、「地域バイオマス利活用交付金」を活用してリサイクルシステムを構築</p> <p>②リサイクル施設から発生するメタンガスは島内のエネルギー、固形物は堆肥化する等して島内の農業・畜産業内で再利用し、海域への環境負荷を低減</p> | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち：</p> <p>①竹富町 ②畜産・農業従事者 ③町民</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①計画策定 ②事業申請</td> <td>①システム設計 ②テストプラントの設計</td> <td>①テストプラントの導入 ②テストプラントの試運転</td> <td>①システムの検証 ②実プラントの設計</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①計画策定 ②事業申請 | ①システム設計 ②テストプラントの設計 | ①テストプラントの導入 ②テストプラントの試運転 | ①システムの検証 ②実プラントの設計 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①計画策定 ②事業申請 | ①システム設計 ②テストプラントの設計 | ①テストプラントの導入 ②テストプラントの試運転 | ①システムの検証 ②実プラントの設計 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 家畜排泄物法、下水道法、農林水産省のバイオマスタウン構想、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、沿岸域の総合管理、離島の保全等</p> | | | | | | | | | | | |

8. 外来生物対策および野生生物の保護

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | |
|---|----------|----------|------------------------------|----------|
| 現況と課題： | | | | |
| <p>竹富町内における外来生物としては、旺盛な繁殖力と食欲を持ち、他の生物から攻撃されると猛毒物質で防御する特定外来生物のオオヒキガエルが代表的です。イリオモテヤマネコやカンムリワシへの被害や生態系の破壊は懸念されていますが、このオオヒキガエルに関しては、環境省が積極的に駆除活動を行っており、一定の成果を挙げています。このほか、竹富町内では黒島、新城島および小浜島に定着したインドクジャクが挙げられます。元もと観賞用として島に入れられたものですが、脱走後に繁殖して、農作物や家畜の餌を食べてしまうなどの被害が発生しています。インドクジャクの高い学習能力もあって、有効な対策が見いだせないのが現状です。</p> <p>一方、竹富町内には、国の特別天然記念物であるイリオモテヤマネコや海洋生物では絶滅危惧種に指定されているアカウミガメに代表される貴重な野生生物の宝庫です。イリオモテヤマネコは陸生ですが、マングローブ林とその後背湿地であるサガリバナ・サキシマスオウ群落等及びその他海岸林も生息地の重要な一部となっています。ウミガメ類にとっては海域に加え産卵場所となる砂浜も重要な生息地です。これらの種を含む、海洋ないしそれと接する陸域を生息地とする野生生物の保護は、それらの生存を危うくする外来生物への対策と共に、本町の貴重な大自然を守るために重要な課題です。</p> | | | | |
| やること： | | | | |
| <p>①黒島、新城島および小浜島のインドクジャクに代表される外来種・有害鳥獣対策 ②黒島のアカ・アオウミガメに代表されるウミガメ類やイリオモテヤマネコ等の希少種や固有種にとって好適な生息地となっている海面および海岸（砂浜やマングローブ林、サガリバナ・サキシマスオウ群落等の後背湿地及びその他海岸林等を含む）の維持保全と復元</p> | | | | |
| やる人たち： | | | | |
| <p>①竹富町、②町民、NPO、③八重山漁業協同組合、④沖縄海区漁業調整委員会、⑤沖縄県、⑥環境省那覇自然環境事務所、⑦林野庁沖縄森林管理署</p> | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| ①竹富町、町民、NPO、環境省で構成する外来種対策および野生生物保護策実施チームの構築 ②対策および保護策実施方法の検討と実施 | | 同左 | 同左 | 同左 |
| 関連する法規・他の施策： | | | | |
| <p>外来生物法、種の保存法、森林法、河川法、海岸法、漁業法、漁業調整規則、水産資源保護法、沖縄振興特別措置法、ネコ飼養条例、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： | | | | |
| <p>海洋環境の保全等、沿岸域の総合管理、離島の保全等、国際的な連携の確保および国際協力の推進</p> | | | | |

9. 地方交付税算定面積に、生活に密接な海域（サンゴ礁等）の編入

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|---|----------|----------|---|----------|----------|----------|----------|---|----|----|----|
| <p>現況と課題： 竹富町は、サンゴ礁海域を含めた総面積 629.501km²の中に、陸地面積 333.650 km²の有人島に加え無人島をも管理しています。また、実質管理しているサンゴ礁海域を含めた海岸延長距離は、381.580kmにも及びます。この広大な面積と長い海岸線を管理するための行政コストは、内陸型自治体および単独離島型自治体に比べて、当然ながら割高となります。ただし、地方交付税法に附属する、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令（第2章第5条2項）では、その算定基準の一つとなる面積に、湖沼や池が含まれているのにも係わらず、海域が含まれていません。本町および町民は、日常的にサンゴ礁内等の海域を生活域としております。高い行政コストに対して、少ない交付税は、本町にとって大きなハンディとなっています。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やること： 海洋の中にあり、海洋で生活する竹富町（町民）の地域特性をかんがみ、竹富町におけるサンゴ礁域は他の自治体における陸地、航路は道路と同様の位置づけであります。そこで、この本町の地域特性をアピールするデータを整理し、サンゴ礁域内を地方交付税の算定面積に編入すること、あるいは海洋島嶼自治体特別交付金等の制度を国に要望します。</p> | | | | | | | | | | | |
| | | |  | | | | | | | | |
| <p>写真提供： 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち： ①竹富町、(石垣市) ②町民</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①竹富町海域面積と延長距離算出データに基づく、地方交付税額の試算と現状および他の自治体との比較評価 ②石垣市と協議・調整 ③比較評価結果に基づく国および県への要望</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①竹富町海域面積と延長距離算出データに基づく、地方交付税額の試算と現状および他の自治体との比較評価 ②石垣市と協議・調整 ③比較評価結果に基づく国および県への要望 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①竹富町海域面積と延長距離算出データに基づく、地方交付税額の試算と現状および他の自治体との比較評価 ②石垣市と協議・調整 ③比較評価結果に基づく国および県への要望 | 同左 | 同左 | 同左 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 地方交付税法、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全、国際的な連携の確保および国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成</p> | | | | | | | | | | | |

10. 安全と環境配慮港湾構想

| 区分 | 先導やること項目 | 一次期間の目標 | 実施を要望 |
|---|------------------------------|--|-------------------|
| 現況と課題： 大型台風の影響を頻繁に受ける本町の港湾設備は、安全性が最も優先的に整備されている。しかし、定期船の欠航率は高く、さらなる安全性を向上させた港湾整備も生活安定のためには必要である。 また、西表島には、例えば建設資材等を運搬出来る港湾設備が無いため、様々な社会資本整備のコスト高を招いている。特に、白浜港、および白浜港と船浮間の航路は整備が不十分で、利用できる船舶が限られている。 一方、貴重な自然環境の中にあるにも係わらず、本町の港湾は、自然環境への配慮は必ずしも十分とは言えず、全国一律の基準に基づき整備されており、自然が貴重な資源である本町の施設としては必ずしも適切とは言えません。 | |  | |
| やること： 白浜港をはじめとする安全性と環境への配慮がマッチした港湾構想の立案と設備の推進 | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②船舶運航事業者 ③町民 ④沖縄県 ⑤環境省那覇自然環境事務所 | | | |
| スケジュール（目標）： | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| ①既存港湾施設の諸元調査 | ①安全でかつ環境に配慮した竹富型港湾施設の基本仕様の検討 | ①竹富町内各港湾に基本仕様を適用した場合の改良概略設計 | ①竹富町型港湾設備への改良実施要望 |
| 関連する法規・他の施策： 港湾法、港湾整備促進法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、海洋の安全確保、離島の保全等 | | | |

第2節 継続やること項目

“先導やること項目”以外の13項目は、県や国に制度制定や実施の要望が必要な項目を中心に選び、継続項目として、長期間にわたり継続的に取り組む項目と位置づけます。

“竹富町海洋基本計画”の“継続やること項目”

①町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定を“要望”し、制度に基づき自ら“実行”する項目

1. 島嶼型医療体制の整備
2. 島嶼型教育体制の整備

②町および町民が施策・制度を“提案”し、国あるいは県に制度制定および“実行”を“要望”、あるいは補助等を“要望”する項目

3. 総合リサイクル自然エネルギー活用システム
4. 歴史・文化遺産の保全と活用
5. 国境離島仲御神島の保護と調査研究
6. 竹富町版海洋保護区（MPA）の制定
7. 高価値魚種の増養殖を推進
8. 環境配慮型海岸保全施設の整備
9. 景観緑地島構想
10. 陸土流出対策
11. ばいぬ島空港構想
12. 海底送水および海水淡水化施設の整備
13. 海洋深層水および地下水の活用

*順不同

1. 島嶼型医療体制の整備

| | | | | |
|--|--------------------|-------------------------------|-----------------------|--|
| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、実施の要望あるいは実行 | |
| 現況と課題： 竹富町の医療の現状には、島間交通の課題が大きく影響しております。現在の竹富町内の医療施設は、県立八重山病院（石垣市）の附属診療所（4 箇所）と町立診療所（2 箇所）、それに歯科診療所（2 箇所）と限られております。このため、石垣市に通院する機会が多いのが現状です。この場合、船舶を利用することになりますが、運賃の他に長時間の移動が負担になっています。また、波浪による船舶の揺れや振動は、患者にとって大きな障害であり、限られた船便数や日中に限られる運航時間帯も課題となります。これら航路搬送の問題点は“安定かつ安全な地域社会”を形成する上で、医療の課題の解決は大きな課題です。 | | | | |
| やること： ICT 等の活用による遠隔地診療制度等、医療ネットワークの創出 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町、町立診療所、（県立八重山病院） ②医師、看護師、保健師、助産師、介護福祉師 ③町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ①ICT 遠隔地診療制度導入の検討 | ①ICT 遠隔地診療制度の提案と要望 | ①ICT 遠隔地診療制度の提案と要望 ②制度の試運用 | ②制度の試運用 | |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 離島の保全等 | | | | |

2. 島嶼型教育体制の整備

| | | | | |
|--|----------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、実施の要望あるいは実行 | |
| 現況と課題： 現在、竹富町には、幼稚園3園、小学校11校、中学校10校が設置されていますが、高等学校はありません。竹富町の子供達は中学校を卒業すると、石垣市等の高等学校に進学することになります。この場合、日中に限られ、また欠航する場合も多く、運賃の経済的負担も大きい船便での通学は困難です。その結果、高校生は、竹富町の親元から離れ石垣市等に寄宿生活するか、一家で移住するかを選択を強いられているのが現状です。“安定な地域社会”を形成する上では、石垣島への安定かつ安価な海上交通の確保か、あるいは島々で高等教育が受けられるシステムが必要です。 | | | | |
| やること： ①保護者の経済的負担軽減施策の創出 ②ICT等活用によるリアル高等教育ネットワークの確立 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町、教育委員会 ②石垣市内の高等学校 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成23年度 | | 平成24年度 | | 平成25年度 |
| ①ICTリアル通信高等教育制度導入の検討 | | ①ICTリアル通信高等教育制度の提案と要望 | | ①ICTリアル通信高等教育制度の提案と要望 ②制度の試運用 |
| 平成26年度 | | | | |
| ①制度の試運用 | | | | |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 離島の保全等、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 | | | | |

3. 総合リサイクル・自然エネルギー活用システム

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|----------|----------|----------|----------|--|--|--|--|
| 現況と課題： 竹富町内のゴミ処理は、各島における処理施設の整備に伴い、適正な処理、資源化・減量化に取り組んできた結果、過去に比べれば大幅に減少しています。 一方で、ゴミ処理に係わる経費は、年々増加しており、町財政の負担も増加しております。その大きな要因としては、ペットボトルや段ボール等の廃棄物の町外への運搬・処理コストがあります。この課題も島嶼自治体特有の課題です。 また、本町には、太陽光、風、波力といった自然エネルギー要素が豊富にあります。適切に活用することは、町内各島のエネルギー事情の改善と行政コストの削減につながる可能性があります。 | | | | | | | | | | | | |
| やること： ①施設配置や適切な運搬を含む八重山圏域内での最適リサイクルシステム計画の策定と提案 ②町内企業および町民が主体的に行う島嶼域に適した処理・リサイクル技術の開発への財政補助要望 ③自然エネルギー活用システム計画策定と提案 | | | | | | | | | | | | |
| やる人たち： ①竹富町、(石垣市、与那国町) ②廃棄物処理、運搬事業者 ③電力関係者 ④町民 | | | | | | | | | | | | |
| スケジュール（目標）： <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">平成 23 年度</th> <th style="width:25%;">平成 24 年度</th> <th style="width:25%;">平成 25 年度</th> <th style="width:25%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの検討 ②島嶼域に適した技術開発の検討</td> <td>①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの提案・制度制定の要望 ②島嶼域に適した技術開発の補助要望</td> <td>①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術開発</td> <td>①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術の試運用</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの検討 ②島嶼域に適した技術開発の検討 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの提案・制度制定の要望 ②島嶼域に適した技術開発の補助要望 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術開発 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術の試運用 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | | |
| ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの検討 ②島嶼域に適した技術開発の検討 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの提案・制度制定の要望 ②島嶼域に適した技術開発の補助要望 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術開発 | ①最適リサイクル・自然エネルギーシステムの試運用 ②島嶼域に適した技術の試運用 | | | | | | | | | |
| 関連する法規・他の施策： 廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | | | | | | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、沿岸域の総合管理、離島の保全等 | | | | | | | | | | | | |

4. 歴史・文化遺産の保全と活用

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|--|----------------------------|----------|----------|----------|----------|--|---------------------------------------|------------|------------|
| <p>現況と課題： 重要伝統的建造物群保存地区に選定されている竹富島の町並み、日本近代産業遺産群に認定されている西表炭坑、および海とゆかりの深い有形・無形の歴史・文化遺産も竹富町には数多くあります。これらは、大自然に育まれて形成された本町の財産です。保全と教育等に活用して行くことは重要です。</p> | |  | | | | | | | | | |
| <p>やること： 海にゆかりのある小浜島の海垣、ジュゴンを祀った御嶽である下地島の七門御嶽、船浦スラ所、古見スラ所、無形文化財の西表島の節祭、黒島の豊年祭、波照間島の節祭、および竹富島の町並みや西表炭坑群に代表される歴史と文化遺産の保全と適切な観光および教育資源としての活用</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち： ①竹富町、教育委員会 ②観光事業者 ③町民</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①歴史・文化遺産保全方法の検討開始 ②対象遺産のリストアップ ③保全と活用方法の検討開始</td> <td>①保全と活用方法の提案 ②制度制定および保全の実行あるいは補助を要望</td> <td>①保全と利活用の実行</td> <td>①保全と利活用の実行</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①歴史・文化遺産保全方法の検討開始 ②対象遺産のリストアップ ③保全と活用方法の検討開始 | ①保全と活用方法の提案 ②制度制定および保全の実行あるいは補助を要望 | ①保全と利活用の実行 | ①保全と利活用の実行 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①歴史・文化遺産保全方法の検討開始 ②対象遺産のリストアップ ③保全と活用方法の検討開始 | ①保全と活用方法の提案 ②制度制定および保全の実行あるいは補助を要望 | ①保全と利活用の実行 | ①保全と利活用の実行 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 文化財保護法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 離島の保全等、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成</p> | | | | | | | | | | | |

5. 国境離島仲御神島の保護と調査研究

| | | | | |
|--|--|--|----------------------------------|--|
| 区分 | 継続やること 項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行 あるいは補助を要望 | |
| 現況と課題： 国境離島であり、国指定の天然記念物（海鳥の繁殖地）でもある仲御神島は、現在、環境省の許可無くして上陸が禁止されている無人島です。また、周辺はダイビングスポットおよびつり場としても有名です。この仲御神島の適切な利用を図ることは、領海・EEZの保全と竹富町の大自然を構成する有力な自然資源の保全の両面で重要なことです。 | |  | | |
| やること： 仲御神島の自然保護を対象にした調査研究の支援（各種手配等の情報提供と代行）を行うシステムを国（環境省等）と構築 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②環境省那覇自然環境事務所 ③船舶交通事業者、遊漁船事業者、ダイビング事業者 ④町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ① 調査研究支援事務局の設置 ② 調査支援プログラムの検討 | ① 調査研究支援プログラムの提案と要望 ② 周辺海域利用規制の検討・提案と要望 | ① 支援および利用手続き代行の開始 | ① 支援および利用手続き代行の運用 | |
| 関連する法規・他の施策： 自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、海岸法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、排他的経済水域等の開発推進、海洋の安全確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、沿岸域の総合管理、離島の保全等、国際的な連携の確保および国際協力の推進 | | | | |

6. 竹富町版海洋保護区（MPA）の制定

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|--|---------------------------|---------------------------------|------------------------------|----------|----------|----------|----------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------|------------|
| <p>現況と課題：</p> <p>竹富町内の海域には、西表石垣国立公園の区域に指定されている石西礁湖内の4箇所が海中公園地区、および西表島の崎山湾が我が国唯一の海中の自然環境保全地域として海洋保護区に指定されています。ただし、竹富町海域の全域の面積に比べれば限定された面積の指定に留まっています。本町にとって大切な自然資源である広大なサンゴ礁域や海藻場域の大部分、およびマングローブ林域は指定されておりません。海中の動植物の採捕を制限する規制を適用するか否かは別にして、大切な自然の破壊を招く開発や極端な利用を制限する海洋保護区の指定は重要な課題です。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やること：</p> <p>①本町の多くの海域を対象にした海洋保護区の制度を検討し、国立公園を所管する環境省をはじめとして、海域を管轄する国交省、農水省、海上保安庁、および海岸や港湾を管轄する沖縄県等に指定を提案・要望</p> <p>②規制内容は、海洋保護区への立ち入りを禁止や動植物の採捕を厳しく制限するのではなく、住民の生活を維持および生活を向上させる一定の利活用は認め、自然環境の破壊を招く恐れのある行為や利用を制限する竹富町に適した制度の制定</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち：</p> <p>①竹富町、(石垣市)、②八重山漁業協同組合、③ダイビング、カヌー、遊漁事業者 ④町民、⑤沖縄県、沖縄海区漁業調整委員会、⑥環境省那覇自然環境事務所</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①竹富町海洋保護区検討会の設置と保護・規制内容および区域の検討</td> <td>①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定の要望</td> <td>①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定あるいは条例の検討</td> <td>①海洋保護活動の実施</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①竹富町海洋保護区検討会の設置と保護・規制内容および区域の検討 | ①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定の要望 | ①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定あるいは条例の検討 | ①海洋保護活動の実施 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①竹富町海洋保護区検討会の設置と保護・規制内容および区域の検討 | ①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定の要望 | ①竹富町海洋保護区案の策定と提案、および制定あるいは条例の検討 | ①海洋保護活動の実施 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策：</p> <p>自然環境保全法、自然公園法、海岸法、港湾法、水産資源保護法、漁業調整規則、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目：</p> <p>海洋環境の保全等、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、沿岸域の総合管理、離島の保全等、国際的な連携の確保および国際協力の推進</p> | | | | | | | | | | | |



写真提供：
国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター

7. 高価値魚種の増養殖を推進

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | | |
|---|----------------------|--|------------------------------|--|----------|----------|----------|----------|-----------------------------|----------------------|--|-------------|
| 現況と課題： 竹富町内の漁業の現状は、平成 17 年度の就業者数 45 人、平成 18 年の漁獲量は 65t で、生産額は 3,600 万である。また養殖の主要品目であるモズクも価格が下落しており経営は厳しい状態です。海洋自治体である竹富町にとって、本来、主要産業であるべき漁業の衰退は、海洋文化の伝承のためにも食い止めなければならない重要な課題です。 | | | | | | | | | | | | |
| やること： ①高価値魚種の増養殖を新たに開発 ②区画漁業権の設定が必要な場合は、設定を要望 | | | | | | | | | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②八重山漁業協同組合と組合員 ③流通販売事業者 ④西海区水産研究所石垣支所 ⑤沖縄県水産研究センター ⑥町民 | | | | | | | | | | | | |
| スケジュール（目標）： <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">平成 23 年度</th> <th style="width:25%;">平成 24 年度</th> <th style="width:25%;">平成 25 年度</th> <th style="width:25%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ①新規増養殖検討会の設置 ②候補増養殖の概要検討 </td> <td> ①候補増養殖の実現可能性に関する調査研究 </td> <td> ① 沖縄県に必要な制度設計の提案と要望 ② 実行に必要な補助金の要望 ③ 増養殖技術開発検討 </td> <td> ①新規増養殖技術の試験 </td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①新規増養殖検討会の設置 ②候補増養殖の概要検討 | ①候補増養殖の実現可能性に関する調査研究 | ① 沖縄県に必要な制度設計の提案と要望 ② 実行に必要な補助金の要望 ③ 増養殖技術開発検討 | ①新規増養殖技術の試験 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | | |
| ①新規増養殖検討会の設置 ②候補増養殖の概要検討 | ①候補増養殖の実現可能性に関する調査研究 | ① 沖縄県に必要な制度設計の提案と要望 ② 実行に必要な補助金の要望 ③ 増養殖技術開発検討 | ①新規増養殖技術の試験 | | | | | | | | | |
| 関連する法規・他の施策： 水産基本法、漁業調整規則、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | | | | | | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋資源の開発および利用推進、沿岸域の総合管理、離島の保全 | | | | | | | | | | | | |

8. 環境配慮型海岸保全施設の整備

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|--|--|--|-------------------------------------|----------|----------|----------|----------|---|--|--|-------------------------------------|
| <p>現況と課題： 現在、竹富島（港湾南東側）、西表島（古見、月ヶ浜、上原港、船浦港、星立、船浮港近傍）では、海岸侵食が進んでおり、住民の安定した生活を脅かしています。また、現在の海岸保全施設の多くは、本町の特徴である自然環境に配慮した構造となっておりません。また、竹富町内の電柱は台風等で都度倒壊し、そのたび補強する対策が行われており、本町の自然にそぐわない異様な景観を形成しています。倒壊の心配が無く、景観にも配慮した社会資本整備を行う必要があります。</p> | | | | | | | | | | | |
| | |  | | | | | | | | | |
| <p>やること： ①侵食海岸に関して、海岸侵食メカニズムの基礎的な検討を行うと共に、環境配慮型海岸保全施設の提案し、沖縄県等に実施を要望 ②電線の地中化を提案し、要望</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち： ①竹富町 ②町民</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①侵食現状調査 ②侵食域の特定と要因の推定 ③地中化が必要な電柱・区域特定</td> <td>①自然災害危険度の評価 ②地中化のコスト計算を行った上で、適切な地中化策を検討、提案、要望</td> <td>①危険度の高い海岸に対する保全施設設計のために必要な調査の実施 ②電線の地中化推進</td> <td>①危険度の高い海岸を対象にした保全施設の設計 ②電線の地中化推進</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①侵食現状調査 ②侵食域の特定と要因の推定 ③地中化が必要な電柱・区域特定 | ①自然災害危険度の評価 ②地中化のコスト計算を行った上で、適切な地中化策を検討、提案、要望 | ①危険度の高い海岸に対する保全施設設計のために必要な調査の実施 ②電線の地中化推進 | ①危険度の高い海岸を対象にした保全施設の設計 ②電線の地中化推進 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ①侵食現状調査 ②侵食域の特定と要因の推定 ③地中化が必要な電柱・区域特定 | ①自然災害危険度の評価 ②地中化のコスト計算を行った上で、適切な地中化策を検討、提案、要望 | ①危険度の高い海岸に対する保全施設設計のために必要な調査の実施 ②電線の地中化推進 | ①危険度の高い海岸を対象にした保全施設の設計 ②電線の地中化推進 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 海岸法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全等、排他的経済水域等の開発推進、海洋の安全確保、沿岸域の総合管理、離島の保全</p> | | | | | | | | | | | |

9. 景観緑地島構想

| | | | | |
|---|------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | |
| 現況と課題： 竹富町を構成する島々、特に標高の低い竹富島、黒島、新城島、鳩間島、波照間島に関しては、台風時の暴風による塩害被害が顕著である。その対策の実施は、重要な課題です。また、対策は、本町の特性にマッチする景観に配慮した方法とする必要があります。 | | | | |
| やること： 海岸線および島内の主要道路に沿った在来種による防風林整備を提案し、整備に係わる制度制定と共に整備あるいは補助を要望 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ①塩害被害等の実態調査 | ①被害地域における植栽計画の策定 | ①植栽実施に必要な制度の提案と要望 ②植栽実施に必要な補助金を要望 | ①防風林の植栽開始 | |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋の安全確保、沿岸域の総合管理、離島の保全等、 | | | | |

10. 陸土流出対策

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | | |
|---|------------------|--------------------------------------|------------------------------|--|----------|----------|----------|----------|------------|------------------|--------------------------------------|-------|
| 現況と課題： 竹富町を構成する島々（竹富島、黒島、小浜島、西表島、新城島等）は、赤土等の陸土の流出があります。陸土の流出は、海洋環境への影響が懸念されます。陸土流出を防ぐための対策が必要です。 | | | | | | | | | | | | |
| やること： 前項目の防風林・景観緑地帯の整備と組み合わせた低木・草地での流出低減を沈降池の整備計画と共に立案して、提案します。また、実施の要望あるいは、補助金の要望を行います。 | | | | | | | | | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②町民 | | | | | | | | | | | | |
| スケジュール（目標）： <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">平成 23 年度</th> <th style="width:25%;">平成 24 年度</th> <th style="width:25%;">平成 25 年度</th> <th style="width:25%;">平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①陸土流出の実態調査</td> <td>①流出地域における植栽計画の策定</td> <td>①植栽実施に必要な制度の提案と要望 ②植栽実施に必要な補助金を要望</td> <td>①植栽開始</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ①陸土流出の実態調査 | ①流出地域における植栽計画の策定 | ①植栽実施に必要な制度の提案と要望 ②植栽実施に必要な補助金を要望 | ①植栽開始 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | | |
| ①陸土流出の実態調査 | ①流出地域における植栽計画の策定 | ①植栽実施に必要な制度の提案と要望 ②植栽実施に必要な補助金を要望 | ①植栽開始 | | | | | | | | | |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | | | | | | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋環境の保全、沿岸域の総合管理、離島の保全 | | | | | | | | | | | | |

11. ぱいぬ島空港構想

| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--|------------------------------|----------|----------|----------|----------|-----------------------------------|---------------------------------|--------|-------------|
| <p>現況と課題： 竹富町を構成する島々の中で、他島間との距離が遠く、かつ高波浪な外洋域が存在する波照間島に関しては、船舶の欠航率も高く 26.1%、(21 年度データ)、有人国境離島の住民の生活安定（住民の他島への移動）および観光客の集客面でも障害となっています。</p> | | | | | | | | | | | |
| | |  | | | | | | | | | |
| <p>やること： 波照間島の特殊性をかんがみ、既存の未活用の 800m 滑走路の有効利用を行います。航空会社の運航障害を取り除けることができる 1,500m 滑走路への拡張を行ったうえで、旅客機の就航を実現し、また、町内唯一の空港として遊覧飛行の拠点とするなど、様々な利活用を行います。これら構想は、同様な離島における空港整備のモデル“ぱいぬ島構想”として必要性および経済効果を含めたデータ整理を行った上で、国および沖縄県に整備、あるいは補助を要望します。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>やる人たち： ①竹富町 ②町民</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>スケジュール（目標）：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 空港整備の必要性および整備後の多目的利用とその効果に関する調査</td> <td>① 調査結果における空港諸元等の検討、整備計画および提案と要望</td> <td>① 整備着手</td> <td>① 整備完了と運航再開</td> </tr> </tbody> </table> | | | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | ① 空港整備の必要性および整備後の多目的利用とその効果に関する調査 | ① 調査結果における空港諸元等の検討、整備計画および提案と要望 | ① 整備着手 | ① 整備完了と運航再開 |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | | | | | | | | |
| ① 空港整備の必要性および整備後の多目的利用とその効果に関する調査 | ① 調査結果における空港諸元等の検討、整備計画および提案と要望 | ① 整備着手 | ① 整備完了と運航再開 | | | | | | | | |
| <p>関連する法規・他の施策： 空港整備法、沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 排他的経済水域等の開発推進、離島の保全</p> | | | | | | | | | | | |

12. 海底送水および海水淡水化施設の整備

| | | | | |
|--|----------|----------|------------------------------|----------|
| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | |
| 現況と課題： 西表島を除く竹富町を構成する各島は、生活用水の水源に乏しく、現在は、石垣市および西表島からの海底送水（波照間島では海水淡水化施設）に依存しています。また、現在の海底送水施設および海水淡水化施設は、耐用年数期限が間近に迫っており、新たな整備（更新）が緊急かつ重要な課題となっています。 | | | | |
| やること： 生活用水の確保は、町民生活の根本であることから、整備方式の検討・立案を早急に行い、国および沖縄県に補助および実施を要望します。 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| ①各有人島における水資源計画を策定し、事業実施あるいは補助を要望 | | ①段階的な整備 | ①段階的な整備 | ①段階的な整備 |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全等 | | | | |

13. 海洋深層水および地下水の活用

| | | | | |
|--|--|-------------------------------|------------------------------|--|
| 区分 | 継続やること項目 | 一次期間の目標 | 施策・制度を提案し、制度制定および実行あるいは補助を要望 | |
| 現況と課題： 波照間島は、外洋に囲まれており、僅かな距岸で大水深の外洋に達します。すなわち、高栄養塩で生物生産性が高く、清浄かつミネラル分を豊富に含む海洋深層水が身近に存在します。また、地下には周辺の海洋深層水が浸透した地下水も豊富に存在すると考えられます。なお波照間島は、海水の淡水化装置を生活用水の確保手段としてしています。この装置を深層水および地下水の脱塩と濃縮にも供用することで、容易に深層水と地下水の利活用が可能になります。これら波照間島独自の好条件を活かし、海洋深層水および地下水を活用した漁業振興、および地域産業の振興を行うことは、国境離島での安定・安心な生活形成に役立ちます。 | | | | |
| やること： ①海洋深層水および地下水の利用計画の策定と提案 ②海洋深層水および地下水のくみ上げに必要な調査の提案と実施の要望 ③海洋深層水および地下水のくみ上げ施設の建設提案と実施要望 ④海洋深層水および地下水の利活用の実施 | | | | |
| やる人たち： ①竹富町 ②八重山漁業協同組合、組合員 ③波照間島の各種事業者と町民 ④利活用に係わる町内の事業者 ⑤物流事業者 ⑥町民 | | | | |
| スケジュール（目標）： | | | | |
| 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | |
| ① 波 照 間 島 深 層 水・地下水利活用 検討会の設置 ② 利活用方法の検 討と提案 | ①くみ上げ施設設 置の要望あるい は補助金の要望 ②利活用方法の各 種試験 | ①くみ上げ施設の 建設開始 ②利活用方法の継 続検討 | ①くみ上げ施設の 建設 ②利活用方法の継 続検討 | |
| 関連する法規・他の施策： 沖縄振興特別措置法、総合特区・個性創出型特区 | | | | |
| 関連する海洋基本計画（国）の施策項目： 海洋資源の開発および利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発推進、海洋調査の水深、海洋科学技術に関する研究開発の推進等、海洋産業の振興および国際競争力の強化、沿岸域の総合管理、離島の保全、海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 | | | | |